

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長  
会議資料

令和 4 年 3 月

高齢者支援課

## 目次

### 【高齢者支援課】

- 1 介護施設等の整備及び運営について . . . . . 1
- 2 介護施設等における防災・減災対策の推進について . . . . . 17
- 3 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて . . . . . 24
- 4 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営について . . . . . 35
- 5 高齢者の居住と生活の一体的な支援について . . . . . 60
- 6 介護現場（施設系サービス）の生産性の向上について . . . . . 62
- 7 福祉用具・住宅改修について . . . . . 70
- 8 高齢者虐待の防止等について . . . . . 78
- 9 介護サービス相談員制度等の推進について . . . . . 83

＜ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業＞  
（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）  
<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

＜ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン、指導手順書＞  
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ）  
[http://www.zfssk.com/topics\\_detail.php#953](http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953)

② 福祉用具に係る事故の情報提供について

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行うこととしている。

引き続き、同事務連絡について確認をお願いするとともに、各都道府県におかれては、管内の市町村等への周知をお願いしたい。

**（6）住宅改修について**

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

**（7）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について**

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第122条の3に規定する交付金として、平成30年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く（20点満点中6.65点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。

このため、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介